

～はじめに～

検討会の目的

今日における高齢者人口の増加、親族の減少、近隣関係の希薄化等により、社会福祉協議会（以下、社協）をはじめとする地域の相談機関には、複雑かつ多様化した様々な相談が寄せられている。

特に、一人暮らしで身寄りのない高齢者等においては、身元保証人等がいなかったために生活上の不便が生じていたり、亡くなった後の葬儀、埋葬等についても不安を抱えていたりすることが少なくない。

社協は、地域住民の生活課題を受け止める機関としての役割を持っており、これまでも身元保証に関連する相談を受けてきた（「身元保証等の取組に関するアンケート」県内 63 市町村社協対象・令和 2 年 7 月・県社協実施）。平成 28 年からは埼玉県内においても、身元保証等の日常生活支援に関するサービスの提供を開始した社協も出てきている。

こうした背景を踏まえ本検討会では、身元保証等に関するサービスの必要性を認識し、身元保証等をめぐる現状と課題、先進事例の分析、市町村社協で実施する場合の事業モデルとその課題等について検討し、より良く活用するための新たな権利擁護の仕組みの構築にかかる調査研究を行うこととした。

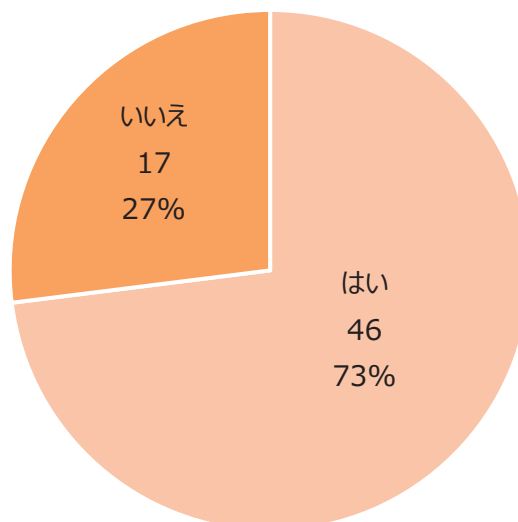
「身元保証等の取組に関するアンケート」結果より

（対象：県内 63 市町村社協 実施時期：令和 2 年 7 月）

【2.身元保証について】

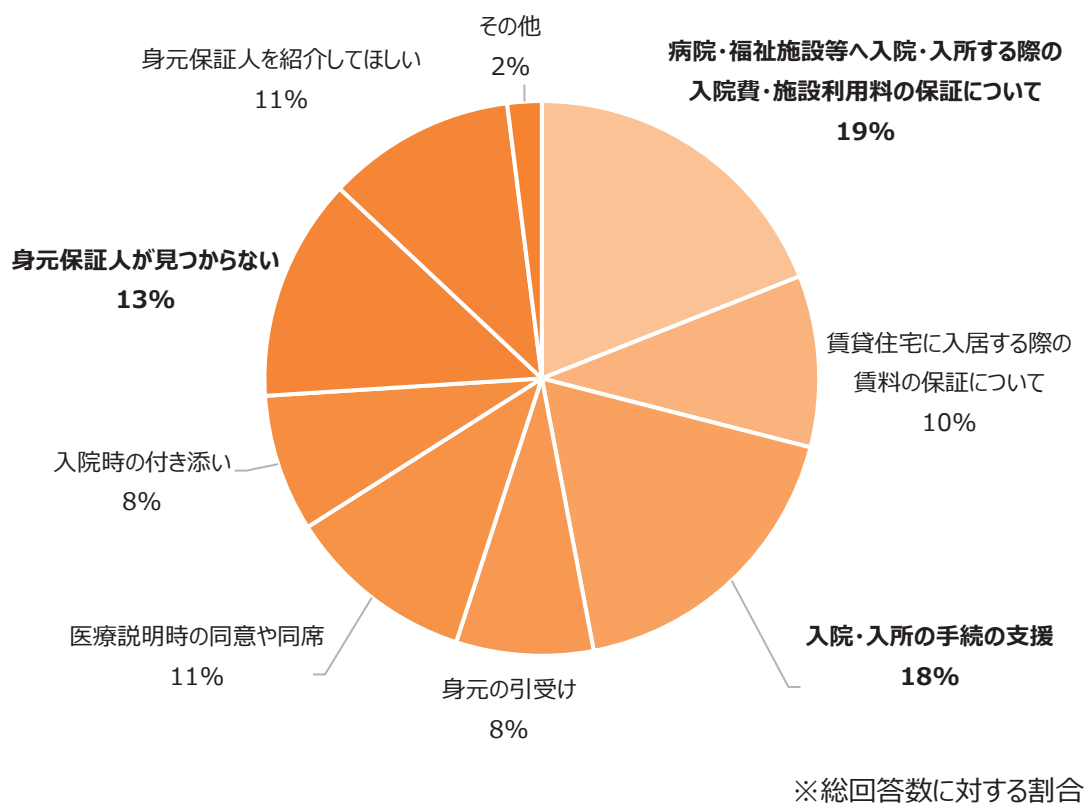
Q1 本人やそのご家族から、身元保証に関する相談を受けたことがありますか

（期間：おおむね 5 年間）



本人やご家族から、身元保証に関する相談を約 7 割の社協が受けている。

Q2 どのような相談内容でしたか（複数回答可）



本検討会における検討内容は以下のとおりである。

- ①市町村社協向けのアンケート調査や先進地へのヒアリング、職能団体等の先行研究等からみた課題の整理・分析
- ②各市町村社協において事業実施する際における課題の整理・分析
- ③報告書作成に向けての検討

<身元保証等に関する調査研究スケジュールおよび実施項目>

時期	実施項目
令和元年度～ 令和2年6月	<p>ヒアリング・先行研究の分析</p> <p>【ヒアリング等】 (県外) (県内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区社協 (東京都) ・ 新宿区社協 (東京都) ・ さいたま市社協 ・ 越谷市社協 <p>【先行研究等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県社協 ・ 株式会社日本総合研究所 ・ みずほ情報総研株式会社 等
令和2年8月	<p>第1回検討会</p> <p>【主な協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング、先行研究の分析結果の報告 ・ 事業実施における課題抽出 <p>※必要に応じて、実施社協の実施状況等の報告</p>
令和2年12月	<p>第2回検討会</p> <p>【主な協議内容】</p> <p>課題への対応方針の検討</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存制度、サービスと新たな事業形態との関係整理 ・ 法的問題、支援の留意点の整理 ・ 事業運営方法、財源確保策等 ・ 報告書の構成内容 他
令和3年1月	<p>第3回検討会</p> <p>【主な協議内容】</p> <p>事業実施における課題への対応策等の整理 (第2回の続き)</p>
令和3年3月	<p>第4回検討会</p> <p>【主な協議内容】</p> <p>報告書(案)の検討</p> <p>報告書の公表</p>

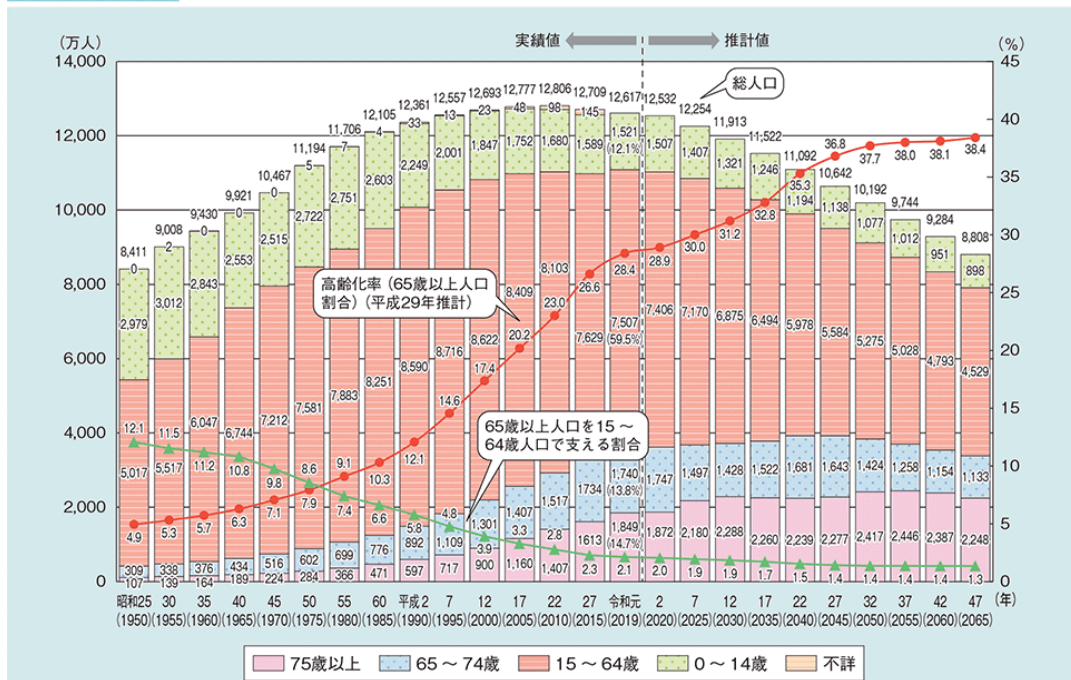
参考：権利擁護を取り巻く社会的背景

国立社会保障・人口問題研究所は、2019年4月、『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』を公表した。2040年には世帯主が65歳以上の世帯が2242万世帯と、全体の4割以上を占める。うち75歳以上については1217万世帯、全体の4分の1を占める。世帯構造で見ると、一人暮らしは全体で1994万世帯と全世帯の約4割となり、65歳以上の一人暮らしも896万世帯を超える。高齢のいわゆる「おひとりさま」が増加することは、長寿を歓迎する一方、社会保障や生活インフラは大きな変化を迫られる。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、空地、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化し、地域社会の存続が危ぶまれている。こうした課題を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっている。

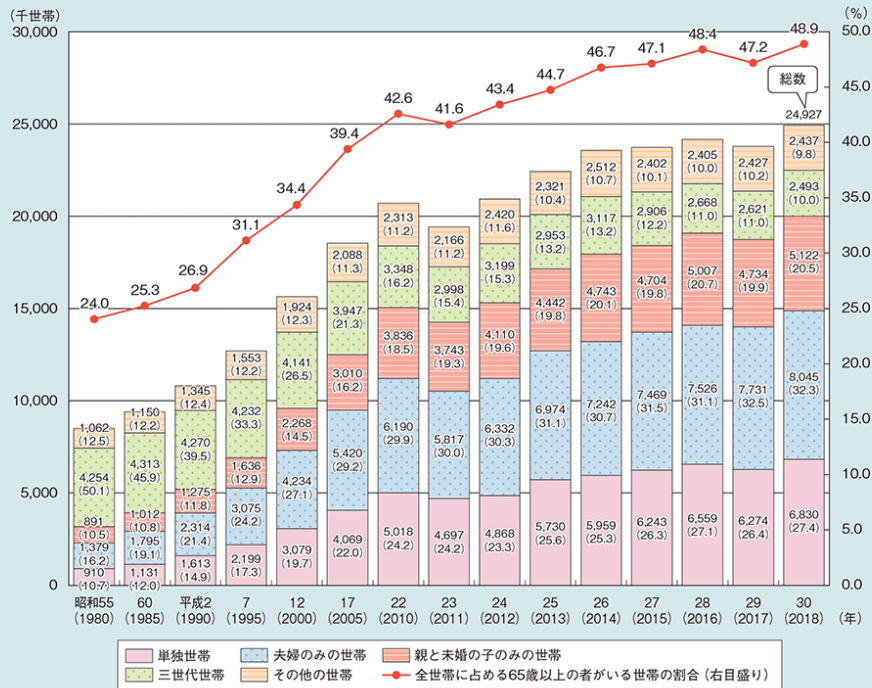
<参考> 内閣府 令和2年度版高齢社会白書 令和2年7月 p4,9-10

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



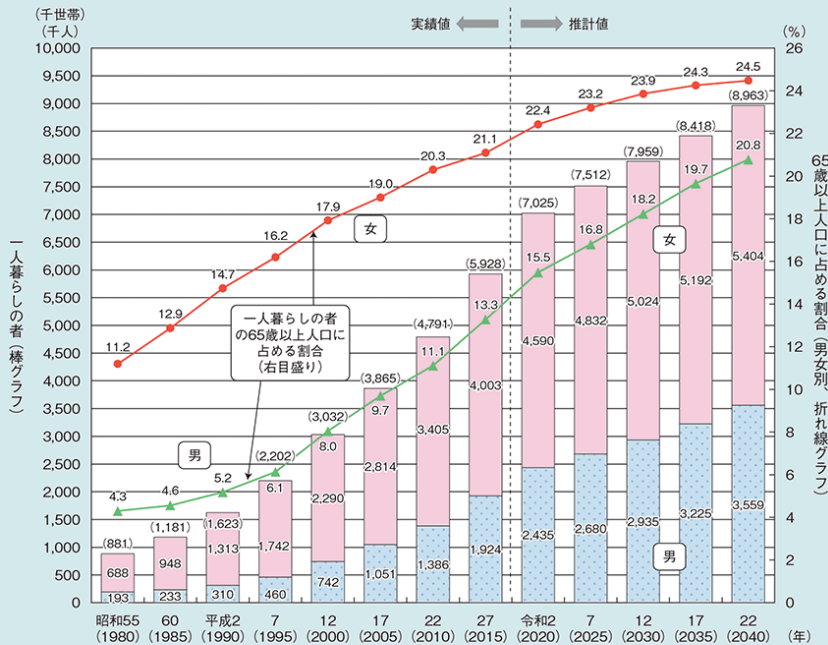
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は総務省「人口推計」（令和元年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
 (注1) 2019年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含まないものとする。
 (注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。
 (注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるのであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

図1-1-8 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合



資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による
 (注1) 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、平成24年の数値は福島県を除いたもの、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。
 (注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合 (%)
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2018（平成30年推計）」による世帯数
 (注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。
 (注2) 棒グラフ上の () 内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

1 本報告書で扱う「身元保証等」とは

身元保証等をめぐっては様々な概念が存在する。例えば法律では民法と身元保証に関する法律に定義規定が置かれている。また先行研究等においては、一人暮らしで身寄りのない高齢者等が身元保証人等がいないために感じている不便や、亡くなった後の葬儀、埋葬等について抱えている不安に対応する有償サービスについて、「身元保証」、「保証機能」、「高齢者サポート事業」等という言葉で表記しているものが多く見受けられる。

一方、他県を含め社協で実施している事業の多くは、後述のとおり、本人から使い道についてあらかじめ同意を得て預かっている預託金の範囲で、保証人に準ずる支援（入院費等の支払い）を行うことであった。死後事務の手続きについても同様で、あらかじめ葬儀や埋葬にかかる費用を預託金として預かり、本人が亡くなった際には葬儀埋葬の実施、費用の支払いを行っている。

本検討会では、市町村社協での実施を検討する場合についての課題等を検討するため、本報告書で扱う「身元保証等」とは、あらかじめ同意を得て預かっている預託金の範囲で実施する事業とする。

なお、参考として、法律上の定義と先行研究における「身元保証等」に関する用語について、主なものを以下に整理し記述した。

（1）法律上の定義

「保証人」という言葉について、各法律により定義が異なるが、法律で明文化されている各定義は次のとおりである。

民法

第446条（保証人の責任等）

保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第452条（催告の抗弁）

債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

第453条（検索の抗弁）

債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

第454条（連帯保証の場合の特則）

保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前2条の権利を有しない。

身元保証に関する法律 ※現代語訳

第1条

引受、保証その他どのような名称であっても、期間を定めずに被用者の行為によって使用者の受ける損害を賠償することを約束する身元保証契約は、その成立の日より3年間その効力を有する。但し、商工業見習者の身元保証契約については、これを5年とする。

第2条

- 1 身元保証契約の期間は、5年を超えることはできない。もしこれより長い期間を定めたときは、これを5年に短縮する。
- 2 身元保証契約は、これを更新することができる。但し、その期間は、更新のときより5年を超えることはできない。

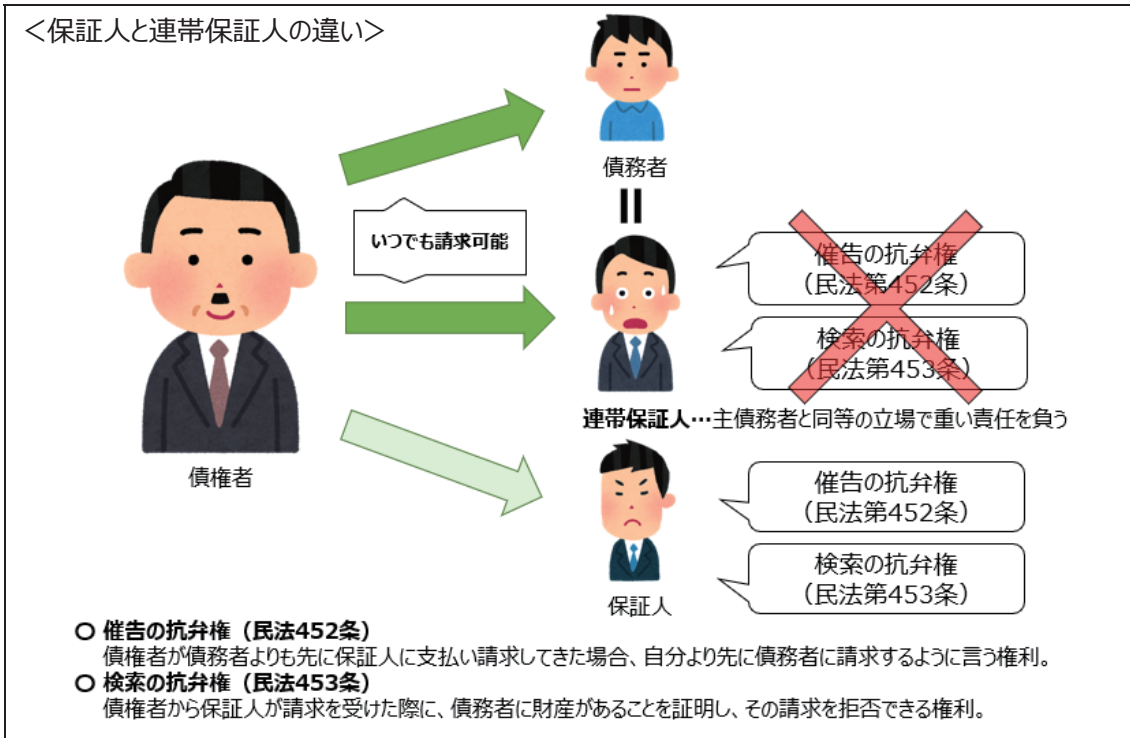
民法第446条1項に基づく保証債務とは、ある債務者（「主たる債務者」という）がその債務を履行しない場合に、その債務者に代わって履行しなければならない保証人の債務のことをいう。

保証人は、主たる債務者に依頼されてなることが通常だが、保証債務自体は保証人と債権者との保証契約によって成立するため、主たる債務者はその当事者ではない。

また、保証人になると（主たる債務者が返済できない場合などに）保証人が自分の財産から債務の返済をしなければならないことから、一般に「保証人になってはいけない！」と言われてしていると解釈できる。

保証人よりも連帯保証人の方が被る責任が大きい（主たる債務者と同等の返済義務を負う）ため、一般的に債権者は保証人よりも連帯保証人を求めることが多い現状がある（保証人と連帯保証人の違いについては、次ページの図を参照）。

保証人の一般的な例としては、借金や賃貸の契約時に求められるものが挙げられる。また、身元保証に関する法律でいう身元保証人には、例として就職する際に誓約書等で求められる身元保証人などがあてはまる。入院・入所の際に病院や施設が求める身元保証人もこれに近いと考えられるが、厳密には法律で定められている意味とは異なる。



(埼玉県社協権利擁護センター作成)

(2) 先行研究における「身元保証等」に関する用語について

社協や職能団体等の行った先行研究の報告書等において、「身元保証等」に関する用語については以下のとおり使用されていた。(公表順)

①身元保証、葬儀等代行サービス

「親族がいない・いても関わりがない高齢者等を対象とした「身元保証、葬儀等代行サービス」を提供する有料の民間企業（保証会社、NPO、一般社（財）団等）が存在し、」（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート『病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書』平成 26 年 10 月 p30）

②身元保証等高齢者サポートサービス（その1）

「主に一人暮らしで身寄りのない高齢者を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービス。また、こうしたサービスを提供する事業を身元保証等高齢者サポート事業という。」（消費者委員会『身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告』平成 29 年 1 月 p1）

③保証機能

「ここでいう「保証機能」は、公的な仕組みをつくることで、本人の安心を確保し、福祉サービスや医療機関を利用する本人の権利が守られるための仕組みである。一方で「保証」は、本人の福祉サービス料や医療費などの債務が履行されない場合に、本人に代わって第三者が契約の相手方に債務を履行する義務を負うことをいう。そういった意味では、ここでいう「保証機能」は、全

ての債務をカバーするものにはならないとしても、金銭管理や事務手続き、入院時に必要な手配などを行うことにより、福祉施設や医療機関などの相手方にとって安心の担保になる側面がある。」(社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会『「身元保証」・「死後事務」サービス 「保証機能」の構築への提案—本人のための権利擁護のしくみづくりに向けて』平成29年3月 p3)

④高齢者サポート事業

「身寄りのない高齢者に対する身元保証を実施する事業として、高齢者サポート事業が民間企業やNPO等より提供され、様々なサービスが現存している」(みずほ情報総研株式会社『介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業』平成30年3月 p3)

⑤身元保証等高齢者サポートサービス (その2)

「本資料における「身元保証等高齢者サポートサービス」は、一人暮らしの高齢者等を対象とする、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスのことをいう。具体的には、医療機関への入院や老人福祉施設等への入所、賃貸住宅等の契約の際の身元保証・身元引受等のサービスや、買い物等の日常の生活支援や見守り支援、死後の葬儀支援等のサービスが行われている。なお、「身元保証等高齢者サポートサービス」は高齢者以外も契約当事者になる場合がある。」(独立行政法人国民生活センター『身元保証など的高齢者サポートサービスをめぐる契約トラブルにご注意』令和元年5月30日 p1)

⑥身元保証等高齢者サポートサービス (その3)

「成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用や地域福祉ネットワークの協力を検討するも、制度の利用ができない等の理由から身元保証等高齢者サポートサービスの契約を検討する場合があります。当該サービスは、日々の見守りや医療機関への入院等の際の「身元保証・身元引受等」、亡くなった後の葬儀の手配等について、有償でこれらに対応するサービスです。」(平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班『身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』令和元年5月 p4)

<ネーミングについて>

身元保証、保証という言葉は、連帯保証人をイメージさせる言葉で、連帯保証人は、本人(主たる債務者)がその債務を履行しない場合に連帯保証人自身の財産で債務を弁済しなければならない。これに対し、本報告書でも述べていくように、社協が実施する身元保証に関連する事業は、あくまで本人からの預託金の範囲で支払い等の支援を行うものであり、社協自体が社協の財産で弁済すべき債務を負うものではない。したがって法律上の(連帯)保証と本報告書で扱う「身元保証等」とは全く考え方が異なる。

この点について本人や関係機関に十分説明し、理解してもらうことが必要である。また、事業の実施にあたっては、誤解を与えないネーミングについてもよく検討することが求められる。

2 「身元保証等」の事業の構築の必要性和権利擁護をめぐる動向

(1) 「身元保証等」をめぐる現状と課題

- ・ 自己決定権の尊重という基本理念の下での平成12年の社会福祉基礎構造改革（介護保険制度、成年後見制度、任意後見制度の創設等）により、行政による措置制度から、本人が選択し契約できるサービスへと大転換がなされた。入院入所時に契約する際に、保証人を求める契約がなされることが見受けられるようになったのもこの頃からである。
- ・ 厚生労働省は、平成30年4月27日付け医政医発0427第2号及び平成30年8月30日付け老高発0830第1号・老振発0830第2号において、身元保証人がいないことのみを理由に入所・入院を拒否してはならないとの通知を发出している。（参考資料1・2, p44-47）
- ・ しかしながら、実際には、入所・入院時の条件として施設・病院から身元保証人を求められる以上、それを立てなければならぬといった現状が今でも存在している。

(2) 保証人を求める理由と保証人がいないときの対応

- ・ 先行研究や調査をもとに、①入所・入院時に身元保証を求めている理由は何か、身元保証人に何を求めているのか②誰が身元保証人になっているのか、③身元保証人がいない場合、どのように対応しているのかを整理した。
- ・ 施設や病院が保証人を求める理由は、利用料の支払いと、緊急時・死亡時等の対応の大きく2点に整理できた。最も多く共通して見られた理由は利用料支払いと債務保証、滞納の場合の保証であった。ついで、緊急時の連絡先、医療行為への同意、亡くなった場合の遺体・遺品の引取り、葬儀等の死後事務等の対応と続いた。
- ・ 本人と身元保証人との関係は、多くの先行研究や調査において親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹・甥・姪等）が半数以上を占めている。親族以外では法人や専門職、保証会社等の有料の民間機関等である。
- ・ 身元保証人がいない場合についても、前述のとおり平成30年に国から通知が出ていることや、支払い能力に問題がない方であれば、入所・入院を認めているところが多い。身元保証人がいなければ入所・入院を認めていないという調査回答もあったものの、割合としてはわずかであった。
- ・ 入所・入院時に支払いについて問題なくできるかをまず確認し、その上で関係機関に相談している状況が整理できる。

施設・病院における身元保証人の取り扱いの現状

※ < () >… 調査の実施主体及び実施年度

①入所・入院時に身元保証を求める理由は何か。身元保証人に何を求めているのか

施設における 状況	<p><香川県社会福祉法人経営者協議会（平成 28 年度）※¹></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時（死亡、病状等の急変時、事故等）の連絡先 ・ 判断能力低下時等の契約（サービス利用）変更時の立ち会い・同意 ・ 施設利用料の支払いと債務保証 ・ 日常生活に必要な金銭の管理 ・ 損害賠償等の債務保証 ・ 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の明け渡しや原状回復義務の履行 ・ 退所（退去）後の本人引き取り（退所時の手続き） ・ 入院時の身元保証 ・ 判断能力低下時等の医療行為（手術・予防接種等）の同意 ・ 死亡時の対応（遺体、遺品の引き取りや葬儀等の死後事務等の責務）
	<p><みずほ情報総研株式会社（平成 29 年度）※²></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用料金の支払、滞納の場合の保証 ・ 損害賠償等の債務の保証 ・ 年金管理など、ご本人の日常的な金銭管理 ・ サービス利用計画表（ケアプラン）への同意 ・ サービスの提供方針や方法などの本人に代わっての選択・決定 ・ 入院する場合の入院手続き(入院契約) ・ 医療費の支払 ・ 予防接種など、ご本人への影響の小さい（侵襲性の低い）医療行為への同意 ・ 手術や延命など、ご本人への影響の大きい(侵襲性の高い) 医療行為への同意 ・ 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の明け渡し ・ 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の原状回復義務の履行 ・ 本人生存中の退所（退去）の際の本人の引き取り ・ 亡くなった場合のご遺体、遺品の引取り ・ 亡くなった場合の預り金の返還金受領 ・ 亡くなった場合の火葬・埋葬の手続き ・ 施設内で身体拘束が必要になった場合の同意 ・ 緊急時（事故等）の連絡先

施設・病院等 における状況	<p><公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（平成 25 年度）※3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院費・施設等利用料の支払 ・ 債務（入院費・施設等利用料、損害賠償等）の保証 ・ 本人生存中の退院・退所（退去）の際の居室等の明渡しや原状回復義務の履行 ・ 緊急の連絡先 ・ 本人の身柄の引取り ・ 入院計画書やケアプラン等の同意 ・ 医療行為（手術・予防接種等）の同意 ・ 遺体・遺品の引取り・葬儀等 ・ その他
	<p><社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（平成 27 年度）※4></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料を滞納した場合の支払い ・ 緊急時の連絡 ・ 医療同意 ・ 死亡時の遺体の引取りや所持品の引渡し ・ 支援者に医療説明時の同席 ・ 入所・入院の際に必要な日用品の調達
	<p><株式会社日本総合研究所（平成 29 年度）※5></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭の未払いリスクへの対応 ・ 情報・意思が本人に聞けなくなるリスクへの対応 ・ 身近な支援者が存在しないリスクへの対応
病院における 状況	<p><公益社団法人神奈川県病院協会（平成 30 年度）※6></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払の保証 ・ 医療行為の同意 ・ 遺体・遺品の引取 ・ 急変時の入退院手続き ・ 入院中の規則を厳守していただくため ・ 患者様に病院の諸規則をお守りいただくことなどを、保証人と共にお約束していただくため ・ 医療保護入院の同意

②誰が身元保証人になっているのか。

施設における 状況	<p><香川県社会福祉法人経営者協議会（平成 28 年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親族（親・子・兄弟姉妹・甥姪等） ・ 親族以外の第三者後見人等 ・ 知人・友人 ・ 民生委員、関係支援機関職員等 ・ 有料の民間機関（保証会社、NPO、公益社（財）団等）
	<p><みずほ情報総研株式会社（平成 29 年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人（法律事務所、NPO 法人、社会福祉協議会等） ・ 専門職（弁護士・司法書士等）
施設・病院等 における状況	<p><公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（平成 25 年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親族（親・子・兄弟姉妹・甥・姪等） ・ 知人・友人 ・ 親族ではない専門職（司法書士・弁護士・社会福祉士等）後見人等 ・ 親族でなく、専門職でもない市民後見人等 ・ 有料の民間機関（保証会社、NPO、一般・公益社（財）団等） ・ その他

③身元保証人がいない場合、どのように対応しているのか。

施設における 状況	<p><香川県社会福祉法人経営者協議会（平成 28 年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所など支援機関の関与を条件に入所（入居）を認める ・ 成年後見制度を利用した後に、入所（入居）を認める ・ 入所（入居）後に成年後見制度の検討・活用を図る ・ 不在のまま認めている ・ 入所（入居）を認めていない ・ 現在までに例がない ・ 相当な理由が認められる場合は、身元保証人等は求めている ・ 市町村介護保険課、長寿福祉課等 措置権者（行政）と相談する ・ 福祉事務所など支援機関の関与を求める ・ 可能な限り連絡可能な方を得る ・ 2 人記入していただくようになっているが 1 人でも可 ・ 今までそのようなケースはないがあれば施設長と検討する
	<p><みずほ情報総研株式会社（平成 29 年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度（法定後見・任意後見）を申請していただく ・ 市区町村に相談する ・ 民間の身元保証会社・身元保証団体と契約していただく

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士・司法書士と契約していただく ・ 財産目録など、支払能力を示す書類を提出していただく ・ 預金などの名称で、支払い滞納に備えて事前にお支払いいただく ・ 本人以外の署名がなくとも、そのまま入所（入院・入居）を受け入れる ・ 特に決めていない（これまでにそのような事例がない等） ・ 本人以外の署名がないままでは入所（入院・入居）は受け入れていない
施設における状況	<p><公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（平成 25 年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不在のまま認めている ・ 入院・入所（入居）を認めない ・ 成年後見制度の検討・活用を図る ・ その他
施設・病院等における状況	<p><公益社団法人神奈川県病院協会（平成 30 年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （身元保証人が）いない場合でも求める ・ 入院を認めない ・ 後見人等の検討・活用 ・ 保証会社を紹介 ・ 高齢者サポートサービスを紹介 ・ 福祉事務所に相談 ・ 社会福祉協議会に相談 ・ 入院費の事前預り金（入院日当日） ・ 保証金の増額、緊急連絡先の確保 ・ 身元保証人がいない方が死亡された場合は、弁護士を通して親族を探している ・ 必要に応じて MSW が介入し可能な社会資源の活用を促す。 ・ 入院前の事前審査の段階で保証人、連絡先の無い方は、誰かしら立てて頂くようお願いをしている。 ・ 入院証書への記載が無理な場合、支払いについて責任を持つ旨を欄外に記載してもらっている。 ・ MSW が介入し、適切な機関に連絡し、協力を要請する。 ・ 入院時の「お預り金」を増額して預かり対応。

※1 『施設入所等における身元保証や死後事務等の現状と課題に関する検討会報告書（社会福祉法人香川県社会福祉協議会・平成 30 年 5 月）』

※2 『介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業（みずほ情報総研株式会社・平成 30 年 3 月）』

※3 『病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・平成 26 年 10 月）』

※4 『「保障問題」・「死後事務」をめぐる課題と「保証機能」の構築に向けて（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会・平成 28 年 3 月）』

※5 『地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援の在り方に関する調査研究事業報告書（株式会社日本総合研究所・平成 30 年 3 月）』

※6 『神奈川県内の病院における身元保証人等の状況（公益社団法人神奈川県病院協会・平成 31 年 4 月）』

(3) 身元保証等の取組に関するアンケートの結果

- ・ 県内 63 市町村社協を対象に、身元保証や死後事務に関する現状と課題、どのような保証機能があるとよいか、また身元保証サービスを社協で実施する場合に組み合わせて行うことが可能な事業等について調査した（参考資料 3, p48-60）。
- ・ 県内の市町村社協においても身元保証についての多くの相談を受けている現状があり、社協がそれに何らかの形で取り組むことが望ましい、あるいは、エンディングノート等を通じて自分の死後について考えるきっかけづくりや情報提供が必要と考えている社協があることが整理できた。
- ・ しかしながら、実施にあたっては予算や人員確保・配置、法律知識に関する職員教育、負の財産の取り扱いや親族との関係性等、不安やリスクもあると感じている社協も多い現状であった。
- ・ 身元保証人がいなくても病院や施設に入院・入所ができたケースは、できなかったケースに比べて多い結果がみられた。
- ・ それでも、保証人等が見つからないことで困っている人は地域には存在している。身元保証等に関する事業を実施するにしても、または他の機関や他の制度などで対応するにしても、社協としては住民が安心した日常生活が送れるような支援をしていくべきである。

「身元保証等の取組に関するアンケート」結果より

（対象：県内 63 市町村社協 実施時期：令和 2 年 7 月）

【3. その他】

身元保証や死後事務について、課題と感じていることがあれば教えてください

- 対応する人や機関が決まるまでに時間がかかる。
- 成年後見人がついたとしても、身元保証人にはなれない。死後事務についても対応できない。
- 医療機関や施設において、身元保証人の根拠や位置づけが不明確なことがある。
- 身寄りがない方や親族と疎遠な方は、生活保護の受給や成年後見人等が選任されていないと施設入所を断られるケースがあり、本人が安心して生活できる場（選択）が限られてしまう。
- 保証人がいなければ、いなくても入院、入所できる場所を探すため、入院、入所先の選択肢が少なくなっている。
- 民間の保証会社を紹介してほしいと言われても、信頼できる場所かわからない。
費用が高額であり、ある程度財産に余裕がある人にしか勧められない。適切な金額が不明。
→社協でやってほしいと言われる。

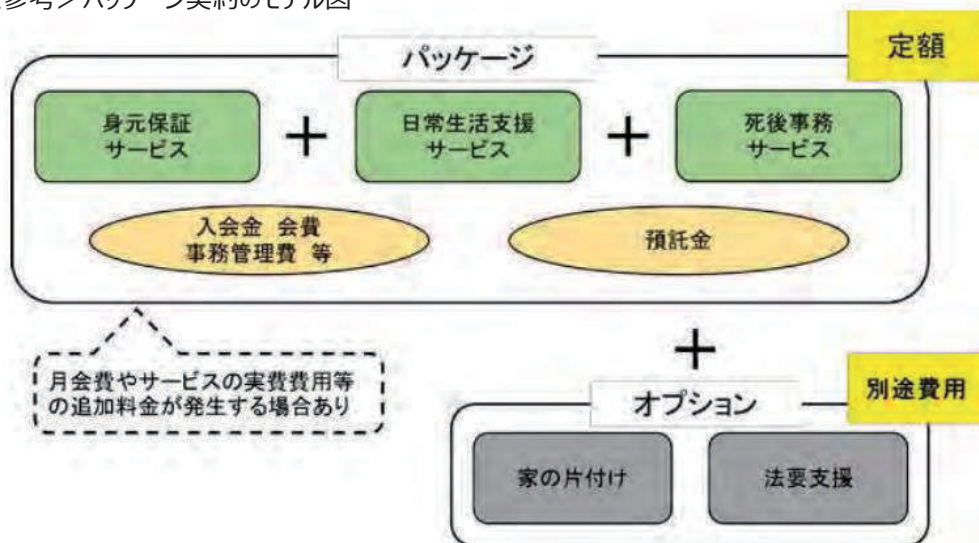
身元保証サービスを貴社協で実施する場合、どのような事業を組み合わせる事が可能ですか

- 日常生活自立支援事業
- 法人後見事業
- 成年後見センター運営事業
- 生活支援体制整備事業
- 家事サービス事業
- 住民参加型在宅福祉サービス
- 終活の一環としてライフプラン（エンディングノート）の作成を支援しつつ委任契約や死後事務契約を行える事業が出来るのが理想だが、マンパワー不足や財源の課題がある。
- 土業の有資格者による後見制度とあんしんサポートねっとの組み合わせ
- 葬儀会社やお寺等の共同による事業展開を希望

（４）社協が実施する先進地事例の紹介

- ・ 埼玉県社協では、東京都足立区社協の実施する「高齢者あんしん生活支援事業」や新宿区社協の実施する任意後見事業についてヒアリング調査を行った。また、さいたま市社協の実施している「高齢者くらしあんしん事業」（参考資料 4, p61-64）及び越谷市社協の実施している「みまもりあんしん事業」（参考資料 5, p65-68）については、本検討会において共有を図った。いずれも専門家を含む委員会等での検討を経て事業の実施に至っている。社協における先行事例は以下のとおり（新宿区社協で実施している任意後見事業については、次項にて後述する）。
- ・ 身元保証等に関する事業を実施する社協の多くは、基本となるサービスをパッケージとし、オプションサービスを組み合わせる形で提供されている。

<参考> パッケージ契約のモデル図



（消費者委員会『身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告』平成 29 年 1 月 p5 図 4）

社協における先行事例

No.	項目	足立区社協 権利擁護センターあだち	越谷市社協 成年後見センターこしがや	さいたま市社協 高齢・障害者権利擁護センター
1	事業名称	高齢者あんしん生活支援事業	みまもり・あんしん事業	高齢者くらしあんしん事業
2	事業開始年度	平成 17 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
3	利用対象者	・足立区在住、契約内容を理解できる 65 歳以上の一人暮らしの高齢者 ・支援可能な親族がいない ・資産(居住用不動産を除く)が 3,000 万円以下 ・住民税非課税または課税所得金額が 160 万円以下 ・不動産収入、負債がない	次のすべてに該当する方 ・65 歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみ世帯の方 ・親族内に住所があり、現にお住まいの方 ・親族に支援者がいなく、将来に不安を抱えている方 ・契約内容を判断することができる方 ・生活保護を受けていない方	次の条件をすべて満たす方 ・さいたま市内在住で、契約内容をしっかり理解できる 65 歳以上のひとり暮らしまたは夫婦のみ世帯の方 ・支援可能な親族がいない ・居住用不動産を除く資産が 3,000 万円以下 ・住民税非課税または課税所得金額が 160 万円以下 ・生活保護法による保護を受けていない ・不動産収入がない ・負債がない
4	契約者数	60 人(平成 31(令和元)年度)	6 人(平成 30 年度)	8 人(令和 3 年 2 月末時点)
5	相談件数	301 件(平成 31(令和元)年度)	125 件(平成 30 年度)	91 件(平成 30 年度)
6	会費等	2,400 円/年	・入会金 10,000 円 ・会費 5,000 円/月	基本利用料 12,000 円/年
7	預託金	(判断能力が低下した場合の入院・入所費用の支払いに備えた預り金) 52 万円 ※施設入所の場合、入所費用の3か月分を加算	○ 保証サービス 入院 45 万円～300 万円 入所 60 万円～300 万円 ○ 死後事務手続きサービス 葬儀費用(業者見積額) その他利用者と協議のうえ定める額	(判断能力の低下等により入院・入所費用の支払いができなくなった場合、その費用支払いのため預り金) ○ 入院費用 30 万円～60 万円 ○ 入所費用 0 円～45 万円 ○ 葬儀・埋葬費用 20 万円～35 万円 ○ その他協議の上定める費用 0 円～10 万円
8	サービス内容と利用料	基本	1 みまもりサービス 月 2 回まで無料 3 回目以降は 1,200 円/回(1 回 1 時間まで) 定期訪問による安否確認 生活相談、情報提供及び助言 2 個別支援 1,200 円/時間 ①日常生活支援(事務手続き、日常的金融管理) ②随時支援(入院時の必要物品の購入等) ③公正証書遺言の作成支援 3 保証サービス 預託金の 5% ①病院入院時の保証人に準じた支援 ②施設入所時の保証人に準じた支援 4 死後事務手続きサービス 10 万円+預託金の 5% ①葬儀、埋葬等の手続き支援 ②その他の必要な手続き支援 5 書類等預かりサービス 1,000 円/月 ①日常的に使用する通帳等の預かり ②重要書類等の預かり	1 定期生活相談サービス 電話又は訪問による生活状況確認、差別葬儀費用(業者見積額) 2 日常生活支援サービス 1,500 円/時間、加算あり ①日常生活上の手続き援助 ②日常生活の金銭の払い戻し、支払い ③入院時等の支援(必要物品のお届け、自宅保全等) 3 書類預かりサービス 1,000 円/月 通帳、証書等の重要書類のお預かり 4 保証機能サービス 1,500 円/時間、加算あり ①入院時保証機能 保証人に準じた支援 ②入所時保証機能 同上 ③死亡時事務手続き 葬儀、埋葬等に関する支援
		選択	あんしんサービス 1,000 円(1 回) 保証人に準じた支援 3 生活支援サービス 1,000 円(1 時間) 加算あり 預金の払出し、郵便物確認、事務手続き代行等 4 書類等預かりサービス 1,000 円(1 か月) 通帳等の重要書類の預かり	
9	その他	1 契約の準備段階で公正証書遺言を作成し、死後は遺言執行者である専門職が死後事務を行う。	1 保証サービス、死後事務手続きサービス及び書類等預かりサービスを利用するときは、引受人(推定相続人)又は公正証書遺言において遺言執行者の指定が必要。	1 契約の準備段階で公正証書遺言を作成する。

(埼玉県社協権利擁護センター作成)

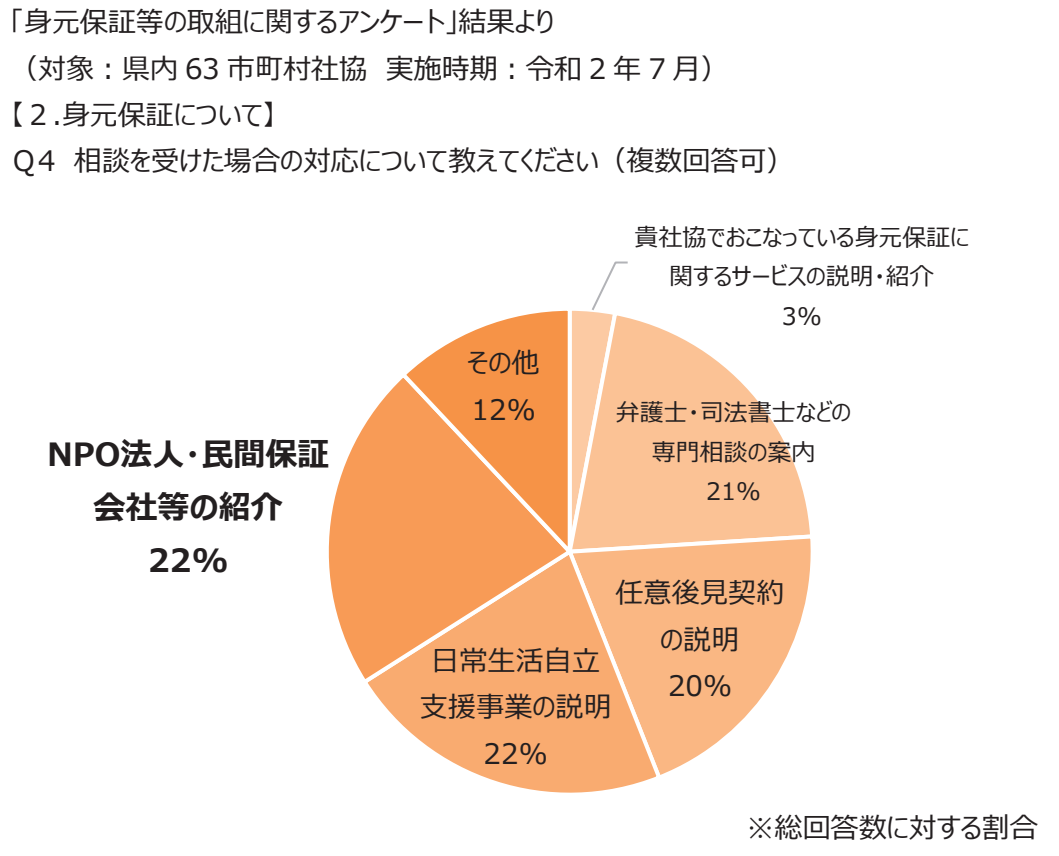
さいたま市社協及び越谷市社協の関連データ（令和3年2月末時点）

	社協名	越谷市社会福祉協議会	さいたま市社会福祉協議会
	実施事業名	みまもり・あんしん事業	高齢者くらしあんしん事業
	事業開始年度	平成 28 年度	平成 30 年度
	契約件数	11 件	8 件
	事業担当職員数	3 人（兼務）	3 人（兼務）
	人口	345,336 人	1,324,854 人
	高齢者数	87,345 人	306,279 人
	高齢化率	25.3%	23.1%
法人 後見	事業開始年度	平成 24 年度	平成 24 年度
	受任件数	34 件	16 件
	市民後見人数	18 人 （社協が共同受任）	4 人 （社協が監督受任）
	担当職員数	8 人（内 2 人非常勤）	8 人
	法人後見支援員数	0 人	0 人
日常 生活 自立 支援 事業	契約件数	42 件	142 件
	専門員数	3 人（兼務）	4 人
	生活支援員数	14 人	35 人

（埼玉県社協権利擁護センター作成）

(5) 民間事業者等を利用するときの課題

- ・ 前述した県内市町村社協を対象に実施した身元保証等の取組に関するアンケートの結果では、身元保証に関する相談を受けた場合の対応として、「NPO 法人や民間保証会社の紹介を行っている」と回答した社協は 23 社協で、総回答数の 22%であった。



- ・ 社協が提供するサービスと比較して、民間事業者による身元保証サービスは利用料が高額であり、信用性の見定めも困難である。
- ・ 株式会社日本総合研究所の調査によると、実際に身元保証サービスを提供する民間事業者からは、普段の見守りができない、生活支援のニーズが急増していてスタッフが足りないなどといった課題が生じている（『地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援の在り方に関する調査研究事業報告書』平成 30 年 3 月）。
- ・ 消費者庁が作成したまとめた啓発資料『「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ』では、身元保証に関するサービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントがまとめられている。（参考資料 6, p69-76）

民間事業者における事例

No.		法人 A	法人 B
1	主な利用者	単身高齢者がほとんどであり、4割が生活困窮者。	単身の方、夫婦のみの方等
2	提供内容	身元保証支援、生活支援、葬送支援をセットにしたプラン 本人の希望がある場合を除き、緊急時以外に自宅等に訪問することは行っていない。	生前事務委任契約 (保証、財産管理、日常生活・療養看護) 任意後見契約 死後事務委任契約(遺体引き取り、埋葬等)
3	サービス内容 と利用料	<p>一般用基本プラン ¥1,900,000</p> <p>1 身元保証支援 ¥180,000</p> <p>2 生活支援 基本金 ¥100,000 預かり金 ¥200,000</p> <p>3 葬送支援・万一の事務支援 ¥140,000 葬儀支援 ¥310,000 納骨支援 ¥150,000</p> <p>4 入会金等 ¥440,000</p> <p>5 消費税及び予備費 ¥310,000</p> <p>6 弁護士法人手数料等 ¥70,000</p>	<p>契約完了までに必要なプラン 約¥1,030,000</p> <p>1 申込金 ¥50,000</p> <p>2 月会費 ¥1,000</p> <p>3 分担金(法人の維持費) ¥150,000</p> <p>4 預託金(死後事務) ¥500,000～ ※死亡保険金もご利用できます ※解約時には返金</p> <p>5 預託金(生前事務) ¥200,000～ ※決済機構が預かり、解約時には返金 ※10万円を下回った場合は要補充</p> <p>6 公正証書 作成手数料 約¥100,000 証人費用 ¥10,000～20,000 公正証書契約当日に現金払い ※出張での作成も可能(要出張費)</p>
		<p>弁護士法人による支援金銭預託契約手数料 ¥1,000 円/月(税別)</p> <p>金銭管理契約 手数料 ¥12,000 円/月(税別)</p>	<p>その他必要な費用 (サポート費用)</p> <p>1日(6時間程度):2名対応 ¥15,000 1名対応 ¥10,000 半日(3時間以内):2名対応 ¥7,500 1名対応 ¥5,000 +各支部からの往復交通費実費 (身元引受保証等事務手数料) 入院・入居等身元引受保証の依頼: ¥5,000/件 緊急連絡先の依頼: ¥3,000/件 (連帯保証の担保金) 家賃などの3ヶ月分程度 (任意後見人報酬) ¥3,000/月</p>
4	預託金の管理	法律事務所が管理	NPO 法人が管理
5	解約対応	4年未満で解約の場合、契約書に基づき入会金の一部を返金。 緊急時の駆け付けができない地方へ転居する場合は解約を依頼。	申込金は返金されないが、未使用分の預かり金は全額返済
6	自法人への寄付	相続人がいた場合、弁護士から相続人に財産を返すが、相続人から一部寄付をしてもらえる場合もある。 寄付を原資とした基金があり、低所得の方の分割払いにも対応ができる。	積極的に受け入れている。死後にもし財産が余っていれば寄付したいとの申し出もあり、そうした寄付の申し出に対してはありがたく頂戴し、誰もが利用しやすい支援費用と組織の安定的存続の両立を目指している。

※日本総合研究所『地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業報告書』及び事業者ホームページを参考に作成

(6) 任意後見制度との連携

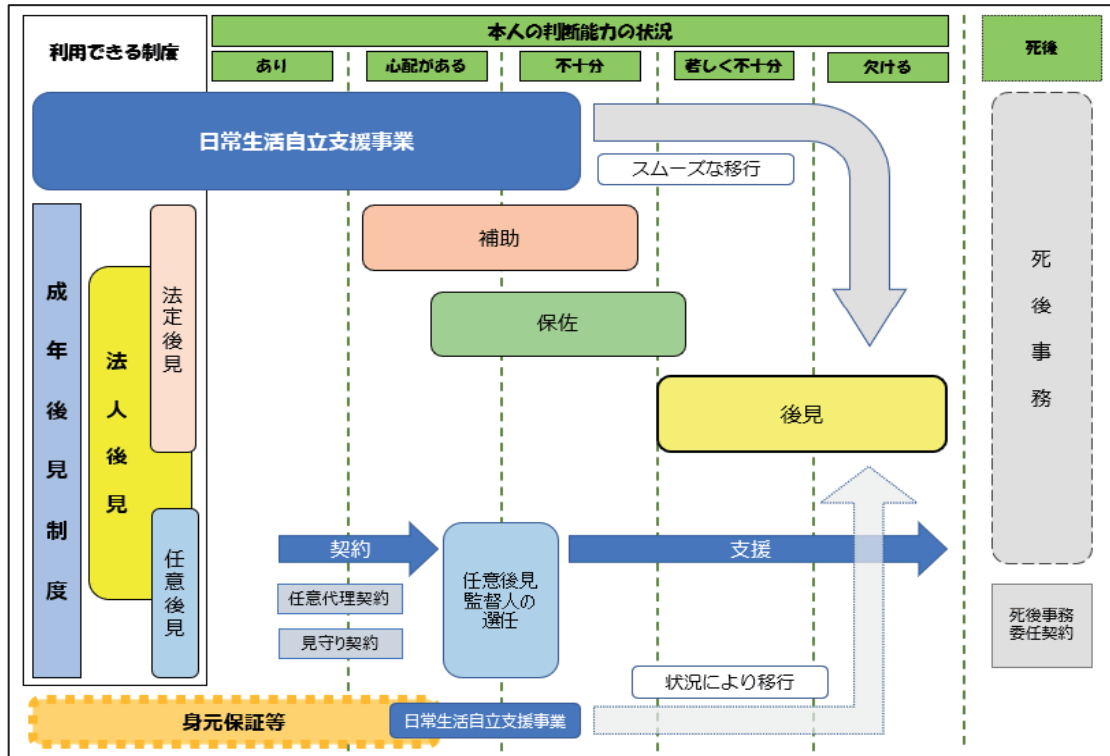
- 任意後見制度は、平成12年に施行された任意後見契約に関する法律が基本となっている。判断能力が低下した後の生活や療養看護、財産管理について支援してもらう任意後見人を、判断能力があるうちに自ら選んで契約する制度であり、自己決定の尊重を最も具現化しているといえる。
- 契約ができる判断能力があることが前提とされているため、身元保証等に関するサービスを事業化する場合に想定される対象者と重複することが考えられる。
- 新宿区社協については、身元保証等に関するサービス及び任意後見事業について比較検討した結果、それぞれ類似する部分も多く、まずは法に基づいた任意後見制度に、身元保証等に関するサービスを組み込んだ形で任意後見事業を開始している。
- 任意後見事業に組み込むサービスによっては、身元保証等に関する要望（職務としての緊急時の連絡先、日常的な金銭支払、死後事務等）にある程度応じることができ、広範なサポートができることから、本人に安心を提供できる事業にもなり得る。
- ただし、法定後見と同様、身元保証人そのものになることはできないため、入院・入所時に身元保証人を求められる際は、施設・病院の担当者等への説明と相談が必要である。

社協における先行事例（任意後見事業）

No.	区分	新宿区社協 新宿区成年後見センター
1	事業名称	任意後見事業
2	事業開始年度	平成 30 年度
3	利用対象者	将来の不安に備えたい方
4	契約者数	8 人（令和 3 年 2 月末時点）
5	相談件数	160 件（平成 31（令和元）年延べ件数）
6	会費等	定めなし
7	費用	<ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約までにかかる費用（公正証書作成手数料等） 40,000 円～ ・任意後見監督人選任申立て時の各種手数料 5,500 円～
8	サービス内容と 利用料	1 見守り訪問 1,250 円（1 時間） 月に 1 回の担当職員または法人後見協力員による自宅訪問 適切な時期に任意後見契約の発効につなげる
		2 日常的金銭支払支援（任意） 1,250 円（1 時間） 担当職員または法人後見協力員による支援 日常的な支払や入院（所）中の支援など
		3 任意後見 判断能力が低下し、任意後見監督人選任後、あらかじめ締結した契約内容 に基づき、福祉サービス等の契約手続きや財産の管理を支援
9	その他	業務報酬については、委任者の管理する財産に応じて独自に定める 11 段階の 月額報酬に基づく（1 年ごとに見直し）

3 「身元保証等」の基本的なあり方

(1) 事業の枠組み



(埼玉県社協権利擁護センター作成)

- 社協での身元保証等に関する実施を想定する場合、既にも実施している事業を鑑み、本人の判断能力の状況について、上図のとおり分類し、それぞれの状況に応じて、トータルでの切れ目のない支援が期待される。現在、市町村社協においては、判断能力が不十分な方や欠けている方に対して、日常生活自立支援事業や法人後見の取組が進められている。一方、判断能力が現在しっかりしていても、将来において判断能力が低下した後や、死後の身元引受等を心配する方は、身元保証等に関するサービスを求めている。
- 判断能力がある場合には身元保証等に関するサービスのほかにも、任意後見、その他一般的な委任契約等も利用できる対象となる。
- 実際に身元保証等に関するサービスを実施している社協において、本人が亡くなったあとについては、公正証書遺言の作成を契約時のサービスに含めているところと含めていない（必須としていない）ところとに分かれている。本事業の対象は主に一人暮らしで判断能力が明確にある方などであることから、切れ目のない支援を念頭に置いた場合、公正証書遺言の作成をしないとしても、契約中に本人の希望や親族等の意向の把握に努めておくことが大切である。ただし、法的拘束力や効力の確実性の観点からすると、公正証書遺言の作成が望まれるところである。
- いずれにしても、各社協でそれぞれの状況においてどこまで対応できるか、どのような支援であれば実現できるのか、検討を重ねていくことが必要である。

<公正証書遺言とは(解説)>

公正証書遺言は、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて公証人が遺言者の真意を正確に文章にまとめ、公正証書遺言として作成するものです。

遺言書の原本は公証人が管理しますので、紛失等の心配がありません。また、相続手続きをする際に家庭裁判所の検認は不要となります。

公正証書遺言の作成費用は、公証人手数料令で定められています。

～参考法令～

民法

(普通の方式による遺言の種類)

第967条

遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

(公正証書遺言)

第969条

公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 証人二人以上の立会いがあること。
- 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

(公正証書遺言の方式の特則)

第969条の2

口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第2号の口授に代えなければならない。この場合における同条第3号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

- 2 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第3号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。
- 3 公証人は、前2項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

(2) 対象者の考え方

実際に社協が支援する対象者としては、以下の場合などが考えられる。

- 判断能力が明確にあること
 - ・ 事業の対象となるかどうかの判断については、裁判で契約自体が無効とされた事例（京都地裁判例[※]）もあるため、契約時点で明確な意思・判断能力を有しているかどうかの確認は慎重に行われなければならない。
 - ・ 判断能力を確認するツールの一つの参考として、日常生活自立支援事業の契約締結判定ガイドラインがある。
- 身寄りがない、または身寄りがいても積極的な関わりが期待できないこと
 - ・ 本人の意向をよく確認した上での判断となる。
 - ・ 事業利用時には、親族への連絡とその記録が重要である。（現に、任意後見事業を実施する新宿区社協では、対象者に親族間で訴訟等の法的課題がないこと等を条件としている。）
- 社協からの支援を希望していること
 - ・ 社協はこれまで財産がない方や親族とのつながりがない方、いわゆる社会的弱者の支援を中心に行ってきたが、本事業においては、必ずしも財産がない方だけでなく、民間事業者を紹介できるほどの財産がある方等でも、社協からの支援を希望していれば、本人の意思を実現するため、社協としてそれに応えていくことは重要である。

※京都地裁裁判概要

契約締結時に 89 歳であった原告が、いわゆる身元保証サービスを提供する事業者との間で日常生活支援等を受けるための入会契約を締結し、同契約に基づき支払った入会金 72 万円について、意思無能力により無効とし、不当利得返還請求を容認した事案があります。（実践 成年後見 No.91・2021 年 3 月）

(3) 具体的なサービスメニュー

本検討会において、具体的なサービスメニューを決定していく際に、検討すべき項目の例を下表のとおりまとめた。実際には、各地域の人口規模や社協の職員数、業務量に応じて可能な範囲で個別に設定をしていく必要がある。

事業運営に当たっての検討項目の例

項目	内容例
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄市町村内在住（住民票がある） ・ 契約内容や説明を理解できること ・ 将来に向けた明確な希望・意向があること ・ 負債がないこと ・ 生活保護を受けていないこと
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の財産、収入、所得に応じて報酬基準を設定 例：所得〇万円未満・以上 資産〇万円未満・以上ごとに区分を定め、それぞれに応じた月額費用
預託金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院入所に係る費用 〇か月分（施設入所は希望する場合のみ） ・ 葬儀埋葬に係る費用 ・ その他本人と協議の上必要と定める費用 ※本人の希望する葬儀業者がある場合、その見積額や資産をもとに本人と相談しながら、必要に応じて公正証書遺言や死後事務委任契約を締結
会費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会金、年会費または月会費
利用手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「本人」との面談を重ね、将来に向けた意思を明確に確認する。（利用を希望するサービスや緊急時の対応、死後の希望など） ・ できること、できないことの説明と同意（特に、預託金を用いた保証人に準じた支援は可能でも、保証人そのものにはなれないことなど）
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りサービス（毎月の訪問・電話による見守り） （原則無料：〇時間まで） ・ 日常生活支援に関するサービス （日常的金銭管理）（書類等預かり）（福祉サービス利用援助等） ・ 預託金を用いた入院入所時等の保証サービス（保証人になるのではない） ・ 死後事務に関するサービス（葬儀埋葬等）
人員体制・バックアップ機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会や運営委員会の設置、専門職（司法関係者）との連絡調整 ・ 担当者会議（ミーティング）の開催 ・ 職員研修、勉強会等の実施 ・ 相談記録、台帳等様式の統一 ・ 見守りサービスにおける支援員（補助員）の活用
急変時の対応方法・管理体制（医療同意など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡先（社協）を記したカードの活用 ・ 医療に関する事項の希望の詳細について契約前に聞き取り、話し合いながら書面に残す ・ 専用の携帯電話を所持（24時間対応） ・ クラウドデータの活用（緊急時でも担当がすぐに契約内容を確認できる仕組み）
他制度やサービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見や任意後見等、必要に応じて適切に他制度への移行の検討を図る ・ 他制度への移行後も、残せるサービスは残す（委任契約等）

社協で実施する身元保証等に関する事業の利用イメージ

【事例1】 サービス利用までのイメージ

●利用者概要

80歳代 女性 単身。夫は10年前に死亡。子供はいない。姉が県外に住んでいるが、ほとんど関わりはない。姉も単身で子供はいない。



●相談内容

一人暮らしで頼れる親族がないため、入院した時に頼れる人がいない。また、夫が埋葬されているお墓があるが、自分の葬儀や埋葬をお願いできる親族がない。

●本人の意向

- ①夫が埋葬されているお墓は夫と夫の両親が埋葬されている。お墓は自分と夫が建てたお墓であるが、子供がないため、自分が亡くなった後は夫の弟に引き継いでもらいたい。また、自分が亡くなった後の財産は夫の弟の息子（甥）に遺贈したい。姉と自分はお互い亡くなったら相続放棄すると話している。
- ②自分は夫とは別に永代供養のお墓に入りたい。（お墓に入ってまで嫁というのは嫌なので・・・）葬儀は誰も呼ばず直葬で行ってほしい。
- ③できれば、夫と苦労して建てた自宅のできる限り生活したい。

●契約までの準備（確認事項）

- ①夫の弟の息子（甥）にお墓のことをお願いできるか本人が相談し、甥の意向を確認する。
- ②公正証書遺言書の作成（甥と、本人が公証役場に行き作成）
- ③葬儀や埋葬については事前にお寺や葬儀社等に本人の意向を伝え、直葬を希望していること等を伝え、費用等を確認しておく。

●契約内容（例）

- ①基本サービス
 - ・定期訪問による安否確認 月2回
 - ②選択サービス
 - ・個別支援、臨時の支援
 - ・病院入院時の保証人に準じた支援（預託金サービス）
 - ・死後事務手続きサービス（預託金サービス）
 - ・書類等預かりサービス 日常書類等の預かり
- ※預託金の引受人は甥又は遺言執行人等とする。

※死後事務手続きサービスのイメージ

【支援内容】事例1の場合

- 病院等から死亡の連絡を受けること
- 葬儀社へのご遺体引取り手配
- 葬儀社と火葬日、内容等の打ち合わせ（死亡届の提出は葬儀社に依頼）
- 親族等への訃報の連絡
- 火葬・収骨立会い
- 火葬料・葬儀社への支払
- 国民健康保険葬祭費・後期高齢者医療葬祭費の支給申請
- 埋葬（納骨・散骨）の実施
- 埋葬（納骨・散骨）にかかる費用の支払

※以下については、死後事務手続きサービス内容に含めるか否かについて検討が必要。

- 電気・ガス・水道・電話等の解約、精算
- 入院・施設・介護サービス費用等の精算
- 過払い金や未支給年金等の請求
- 保険等の解約及び請求手続
- 家財処分及び賃貸住宅の明渡し
- 保険証等の返却（市役所）

【事例2】 病院入院時のサービス利用イメージ

●利用者概要

70歳代 男性 単身。子供はいない。妻は認知症のため、施設入所しており、後見人（専門職）が選任されている。要介護1の認定を受け、訪問介護、訪問看護、を利用している。以前、脳疾患の病気をしたことがあるので、いつ自分も認知症になってしまうか心配。定期的な見守りや入院した時の支援をしてほしい。兄弟はいるが、皆遠方で支援は望めない。

●契約内容

①基本サービス

- ・ 定期訪問による安否確認 月2回

②選択サービス

- ・ 個別支援、臨時の支援
- ・ 病院入院時の保証人に準じた支援（預託金サービス）
- ・ 書類等預かりサービス 日常書類等の預かり

※預託金の引受人については、公正証書遺言書を必須とし、遺言執行人に引き渡す。又は第1引受人を妻の後見人、第2引受人を兄弟と複数の引受人を指定していただく方法が考えられる。



●病院入院時のサービス利用例

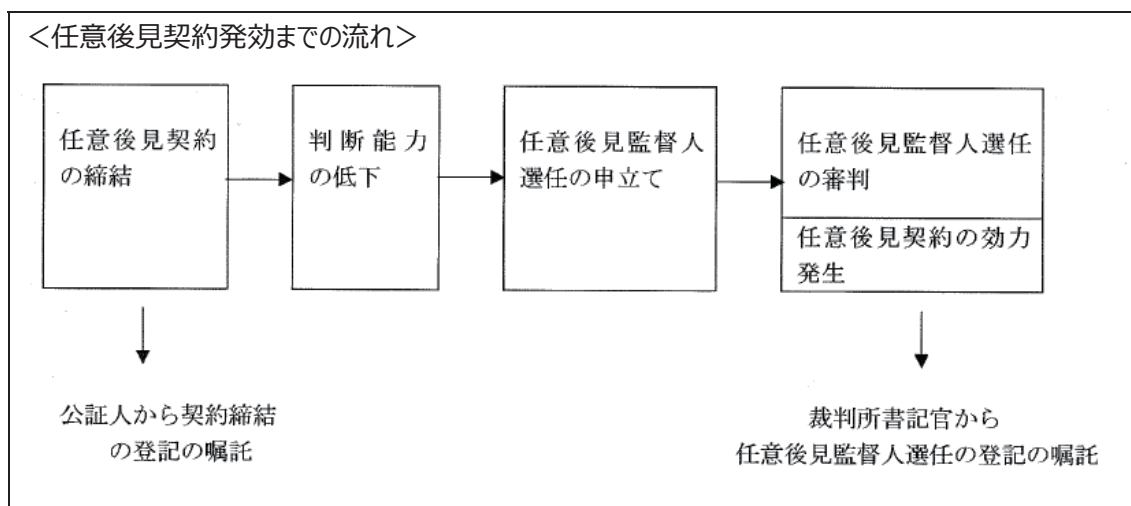
- ・ 本人が自宅で倒れ、S病院に救急搬送されたとの連絡が利用していた訪問看護師から社協に入る。病院からの緊急連絡先として社協を伝えていただくよう伝える。
- ・ S病院から社協に連絡。早急に脳の手術をしなければならない。本人はせん妄状態で判断できない状況。治療方針について相談を受ける。
⇒治療方針については、本人に説明をしていただくよう伝え、以前本人から聞き取りをした医療に関する意思表示書の写しを医療機関に情報提供する。また、入院費の支払いについては、本人の意思確認ができない状況が続いた場合でも予め、入院費用として預託金をお預かりしている旨伝え、支払いは社協が行う事を伝える。併せて、判断能力が回復しない場合は成年後見制度利用についても社協が支援することを伝える。
- ・ S病院から、本人に治療方針について同意を得て、手術が無事に終わり、病状も安定しているとの連絡を受ける。また、今後については、支払いについて問題ないのであれば、リハビリ病院への転院相談が可能との連絡を受ける。

(4) 社協で実施する他事業間連携の視点

- ・ 社協では、判断能力が不十分もしくは欠けている高齢者や障害のある方を対象に、日常生活自立支援事業や法人後見事業を実施している。
- ・ 日常生活自立支援事業は、社会福祉法に定められた事業であり、判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要な金銭の管理等を行う。
- ・ 成年後見制度は、民法に基づき、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度である。不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割等の協議等を行う。
- ・ 社協では、法人として後見人になる法人後見事業の取組が進められている。法人後見の実施によって、地域に根付いた社協のメリットを活かして長期的な支援ができ、専門職や家庭裁判所とのネットワークの構築が期待できる。
- ・ 身元保証等に関するサービスを利用していても、判断能力の低下がみられた場合は、本人の状況に応じて他の制度や事業に円滑に移行していくなど、不利益が生じないように、切り替えるタイミングをあらかじめ考えておくことが必要である。切れ目のない継続的な支援を実施することで、本人にとっては、顔が見える社協の職員が最後まで関わってくれる安心感が得られる。これは、社協が事業実施する大きな強みの一つである。
- ・ 本人からの声をよく聞き、本人の意思や状況を踏まえた上で、適切な支援方法の提案や社会資源を提供したり、紹介したりすることができることは、現在取組が進められている地域連携ネットワークや中核機関に求められていることにも共通するものである。
- ・ 前述したとおり、身元保証人の半分以上は親族が担っているという事実は明らかになっている。保証人になり得る人の情報については、必要に応じて行政や関係機関と連携して把握に努めることが必要である。

(5) 任意後見制度の活用

- ・ 本人に契約ができる判断能力が十分にある場合は、任意後見制度の活用も可能である。
- ・ 前述したとおり任意後見制度は、自己決定の尊重を最も具現した制度であるといえる。任意後見契約を受任した者は、本人の判断能力の低下が見られ次第、本人の同意のもと、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、任意後見監督人が選任されることによって初めて任意後見人としての効力を有することとなる。
- ・ 利用に際しては、契約時及び任意後見監督人選任の申立て時にかかる諸費用と、契約内容に応じた任意後見受任者（任意後見人）及び任意後見監督人への報酬が本人の財産から支払われる。
- ・ 任意後見契約を締結する際は、通常、見守り契約や任意代理契約（財産管理等委任契約）も同時に結ぶ場合が多い。代理権付与の内容を自由に選択ができるメリットがある一方で、事前に将来を予測し、必要な代理権をあらかじめ設定しておくことが難点である。
- ・ 任意後見監督人選任前の段階である任意後見受任者の段階では、任意後見人としての何ら権限はない。また、任意後見監督人が選任され、任意後見人としての効力が発効されても、法定後見における後見人の有する包括的な取消権は有していないことから、任意後見受任者及び任意後見人には本人の判断能力の状況に応じて、任意後見監督人選任の申立てや法定後見への移行などの適切な対応が求められる。



- ・ 任意後見制度における課題の一つに遺言や遺贈の取り扱いがあるが、詳細については、38 ページにおいて後述する。
- ・ 次ページには、新宿区社協の『成年後見センターだより第 15 号』において任意後見制度の流れについて説明されているものを、参考に掲載した。

<参考>

◆ 任意後見制度の流れ

判断能力十分

任意後見の契約内容と
任意後見人を決める



公正証書にする

任意後見契約書作成にかかる費用
 ①任意後見契約書作成料 11,000円
 ②登記簿託手数料 1,400円
 ③登記に納付する印紙代 2,600円
 その他、証書（住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明書）代、切手代、郵本代など <令和元年10月現在>

任意後見契約締結
(登記)

◆この時点では、まだ任意後見人ではなく、任意後見受任者です。

判断能力の低下

任意後見監督人選任申立
※任意後見監督人とは、任意後見人が正しく事務を行っているかチェックする専門職です。
◆任意後見監督人が選任されてから任意後見が開始されます。



任意後見監督人選任申立にかかる費用
 ①収入印紙代 2,200円
 ②郵便切手代 3,270円
 ※その他、診断書料や住民票発行手数料など <令和元年10月現在>

任意後見人の活動

任意後見開始後にかかる費用
 ①任意後見人の報酬
 : 契約で定めた額
 ②任意後見監督人の報酬
 : 家庭裁判所が定めた額
 ※その他、後見事務に関わる諸経費 <令和元年10月現在>

終了

任意後見監督人

任意後見契約 必須
 任意後見契約と同時に、下記①～③の契約を結ぶとより安心です。

任意後見契約の詳細はこちら (日本公証人連合)

- ①見守り契約
- ②任意代理契約
- ③死後事務の委任契約

判断能力低下前から、定期的に訪問や電話をし、生活状況や健康状態の確認をします。
 本人の判断能力が低下したときに任意後見受任者等が家庭裁判所に申立てをします。

判断能力は十分であっても、病気など身体の状況で財産の管理ができない、介護サービスの手続きをしてほしいなどというときに、あらかじめ決めた内容の支援を代理で行います。

- ①見守り契約
- ②任意代理契約
- ③死後事務の委任契約

見守り契約、任意代理契約、任意後見契約は、本人が死亡すると終了します。
 葬儀、納骨、清算、身辺整理など亡くなったあとの支援を希望する場合は、別途契約が必要です。

元気づちに、自分の将来を考えて、契約できるので、判断能力が低下しても、希望に沿った生活が送れます。

例)・医療費の支払い
 ・老人ホームの利用料支払い
 ・葬儀、埋葬に関する事務
 ・家財道具の処分に関する事務

◆ポイント①
 任意後見人は取消権を持つことはできません。
 取消権とは、本人が成年後見人等の同意を得ないで重要な契約行為を行った場合、成年後見人等がその行為を無効なものとし、原状に戻す権限です。
 ※取消権が必要な場合は、法定後見の申立てを必要とします。

◆ポイント②
 任意後見人には、個人だけでなく、法人もなることができます。
 新着社協でも、法人後見事業を行っています。
 ※詳細はお気軽にお問い合わせください。

個人 **法人**

4 社協が「身元保証等」を事業化する場合の課題

検討会を通じて見えてきたことは、「身元保証等」という言葉は、施設や病院、福祉関係者が、それぞれの理解のなかで使用していることである。契約社会のなかで、利用者側だけではなく、私たち関係者も「漠然とした不安」に対し、保証人等を求めておく「安心」の担保という側面があるのではないだろうか。

こうした不安を解消し、社協の強みを活かしてどのような仕組みがあつたらよいか、事業化するためのポイントを指摘し、整理した。

(1) 社協の強みを活かした事業設計

<検討会における委員の発言>

- ・ 社協は、子どもから障害者、高齢者だけでなく、幅広く住民との接点があり、民生委員や地域の関係機関とのつながりを持っていて、地域における福祉の窓口としての役割を担っている。
- ・ 住民からの相談の中には、中立的な立場の社協が関わっていくことで、地域での生活の可能性が広がるものもある。
- ・ サービスの事業化にあたっては、民間の立場でありながら、公平な団体である社協が実施することで、安心感を得られる利用者は多いと考えられる。そのため、社協が取り組んでいく必要性は大きい。
- ・ 利用者や契約し支援を行っていきながら、普段からの関わりや既存のネットワーク等を活かしながら、組織内だけでなく病院や関係機関と連携を図りやすい点も社協の強みといえる。
- ・ 社協の公共性の高さや住民、民生委員、区長、また近所の人とのつながりを活かして、（自らの足で稼いで情報を集めること）相談者へのフォロー・協力支援を図ることは、社協が得意としているところである。

前述してきた、社協の対応すべき対象者を整理すると以下のとおりである。

- ・ 一人暮らしの高齢者等
- ・ 在宅生活に何らかの支障がある
- ・ 入院・入所の予定がある
- ・ 経済的に余裕がない、または余裕はあるが社協からの支援を求めている
- ・ 民間の保証会社に馴染まない
- ・ 家族や親戚に頼れない
- ・ 家族や親戚と紛争がない
- ・ 相手先が身元保証人を求めている

身元保証等として具体的に求められること※、および前述してきた内容や本検討会委員から挙げられた強みを活かし、社協においては例えば下表にまとめたような対応が考えられる。

※平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班がまとめた『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』（2019年5月）においても、同様の内容が記載されている。（参考資料 7, p77-78）

	具体的に求められること	社協における対応の例
①	緊急の連絡先 (複数・キーパーソン等)	夜間でも対応できる体制の整備 (緊急携帯電話での対応等)
②	入院・入所時に必要な物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望の確認 ・住民参加型在宅福祉サービスやボランティアによる支援の検討 ・社協の職員による対応（緊急時） ・医師やMSW（病院の場合）、ケアマネジャー等（施設の場合）に対応を相談
③	費用の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力がある場合→本人が支払い ・判断能力がない場合→成年後見人の申立ての検討や、関係者との調整
④	入院計画やケアプランの同意	本人の同意を求める。
⑤	退院退所の支援	②と同様
⑥	死亡時の遺体・遺品の引き取り、葬儀等	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の検討（生前契約等） ・事前の親族からの同意（死亡時だけは連絡してもよいという親族も散見される）

関係機関や担当者とのやりとりを円滑に進めるためにも、普段からの関わりや顔の見える関係づくりが重要である。

医療同意については、権限はないものの、『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』における決定プロセスに沿って、医療・ケアチームで妥当性・適切性の判断を行う必要がある。

また、以上を踏まえ次ページからの支援シート等を作成し、活用していくことで、関係者の了解を得ることも有効である。

<参考>

様の支援シート

この書類は、施設利用にあたり保証人の確保が難しい方向けに作成しました。支援を分担することで本人契約のみで施設利用ができるように考えた書類です。利用者様がある程度の判断能力を有している場合を想定しておりますので、判断能力が不十分になった場合は成年後見制度を活用してください。

支援内容	支援をする方の署名	やっていたこと	施設や社会資源で支援できること
1 利用料の支払いに関する こと	関係・続柄 () 連絡先 ()	利用者様に代わり、利用者様の財産から施設に利用料を払っていただきます。保証人ではないため、支払いに関する連帯責任を負うことはありません。本人の財産では支払いが困難な場合は施設にご相談ください。	現金支払いや口座振替など支払方法の変更に関しては施設にご相談ください。 日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することもできます。
2 利用中の身の回りの援 助	関係・続柄 () 連絡先 ()	施設利用中に必要な物品の準備や洗濯の支援を行っていただきます。また、長期間の入所になる場合は電気やガスなどの停止の手続きをお願いいたします。	有料になりませんが、洗濯などは外部サービスを利用できる場合があります。それぞれの施設にご相談ください。
3 医療機関への受診介助 や緊急時の対応	関係・続柄 () 連絡先 ()	医療機関への受診が必要になった場合に付き添いをしていただきます。受診の結果によっては入院手続きが必要になる場合があります。	緊急時は施設で搬送を行います。病院側へ情報提供を行い次引き継ぎをお願いします。 医療行為の決定権は本人のみが有しています。本人の意思確認がとれない場合は本人にとって最適な治療方針を搬送先の医療チームに考えてもらいます。
4 サービスの方針や退所 に向けた相談	関係・続柄 () 連絡先 ()	施設サービスの内容に関する相談や退所支援に関することを利用者様・施設と一緒に考えていただきます。ケアプランなど支援方法を記載した書類に署名をいただくこともあります。 サービス内容に関する検討は終末期の治療方針も含まれます。	施設ではケアマネジャーなどの専門家が、ご本人と相談しながらより良い支援方法を考えていきます。 終末期の治療方針や介護方法などについては、ご本人がお元気づちに話し合いをすることが大切です。
5 施設でお亡くなりにな られた場合の遺体・遺 品の引き取り	関係・続柄 () 連絡先 ()	ご利用中に施設でお亡くなりになられた場合のご遺体や遺品のお引き取りやご葬儀の手配をお願いします。	親類の所在が不明な場合は半田市役所高齢介護課に連絡いただければ、相続人に該当する方をお探しします。 生活保護を受給されている方については、生活支援課に連絡をしてください。

(半田市地域包括ケアシステム推進協議会「身元保証等」がない方の入院・入所にかかるガイドライン』平成 26 年 9 月作成・平成 29 年 2 月改定 p10)

※権利擁護支援に当たっての確認項目についての検討会委員からの提案

<参考>

権利擁護支援に当たっての事前確認表

※後見事業や身元保証事業等の権利擁護支援の提供に当たり、関係者・機関とのやりとりをする際、双方の対応に行き違いが生じることを防ぐために活用してください。

※本人の状況が変化したときや緊急時はこれによらず、本人の意向に沿う方法を関係機関で協力して対応しましょう。

場面	求められる内容	本人の気持ち、考え、希望	対応する機関	対応内容
福祉・介護	サービスの契約			
	保証人の引き受け			
	緊急連絡先の登録			
	緊急連絡の方法			
	小遣い等の管理			
医療	救急車の同乗			
	医師の説明			
	医療同意			
	救命・延命処置や看取りの方針			
	親族とのやりとり			
	亡くなった場合の対応			
	小遣い等の管理			
	医療費等の支払い			

死 後 事 務	訃報の連絡			
	遺体の安置			
	葬儀社の決定			
	葬儀への立ち会い			
	納骨			
	遺産の引き継ぎ			
	債務の支払い			
そ の 他				

作成日：令和 年 月 日

作成時の関係者：（ ） 、 （ ） 、 （ ）



※項目については、エンディングノート等の内容も参考になる。

(2) 効果的な事業運営・財源確保の留意点

○効果的な事業運営について

- ・ 社協は限られた人員体制で各事業に取り組んでいる現状がある。
- ・ 社協内部でも、権利擁護支援に関心を持つ職員の確保や法律知識に関する職員教育等の人材育成等にさらに力を入れること、身元保証等、任意後見制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度など権利擁護の部門を一本化し、人員の合理化を図ることも検討する。
- ・ 人員不足の問題解決は、一団体の努力だけでは難しいこともある。同じ使命を持つ地域の関係機関等と力を合わせて解決を試みることを検討に含めてもよい。
- ・ それぞれの社協の現状（日常生活自立支援事業契約件数や法人後見実施の有無、人員体制）を踏まえた事業化の検討が必要である。
- ・ 社協としてできる支援には、どうしても限りがある。例えば、成年後見制度や本事業を利用しているも、医療同意を行う権限はない。事業の利用にあたって、他の関係機関とやりとりをしていくなかで、双方の対応や考え、またできることとできないこと等での行き違いが生じる可能性もある。
- ・ 本人の権利擁護支援にあたっての事前確認として、どんな検討が必要になるか、どんなことを双方で共有しておくべきか、ケースに応じて対応していくことが必要である。

○財源確保の留意点

- ・ 事業実施においては、継続的な財源確保が課題である。
- ・ 財源確保に当たっては、行政に住民のニーズに基づく事業の必要性をどのように理解してもらえるかが最も重要である。
- ・ 法人後見事業を実施している社協であれば、実績を踏まえ、新たなサービスの必要性についてさらにアピールできるだろう。
- ・ その際に説明する材料（住民のニーズ調査等のデータ、社協で対応している相談内容や件数、同規模の周辺市町村の動向等）を検討する必要がある。
- ・ その他、活用できる財源として、共同募金や目的募金、ファンドレイジング、また、法人後見事業からの収益、基金の活用等が考えられる。場合によっては、持続的な運用が可能な料金設定の算定も必要だろう。

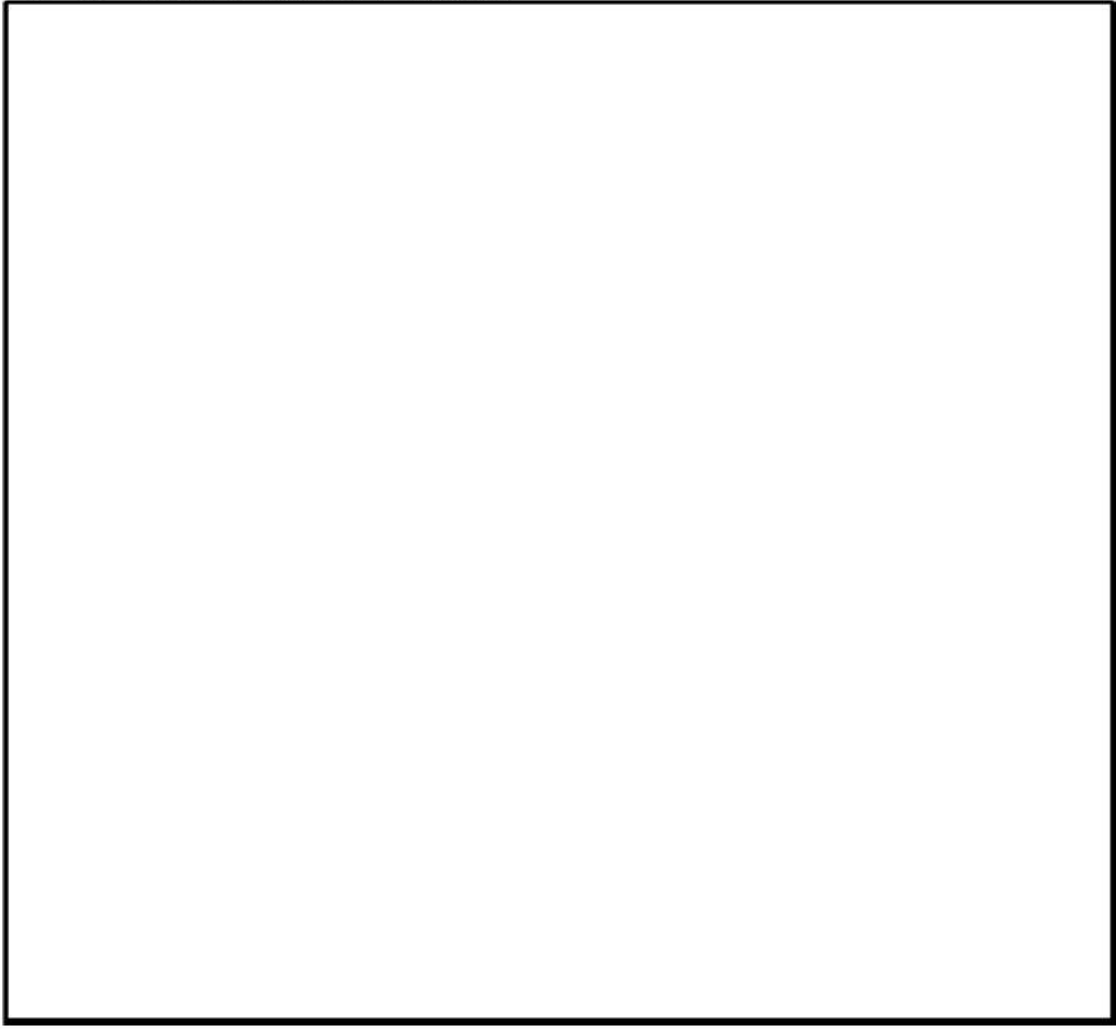
(3) 対象とならない方と向き合うために

- ・ サービス対象者の範囲を決めることによって、対象とならない方が出てきてしまう。
- ・ 社協は経済的に困窮している、身内の確保が困難、借金がある、などの緊急性の高い方たちについて、今でも対応を迫られている現状がある。
- ・ また、社協には個人情報を含めて情報が無い。行政機関が持つ権限もなく、迷いながら、悩みながら関係機関と協力し合っただけで対応をしていかなければならない。
- ・ 対象とならない方たちについては、職員、住民、関係機関さらに専門職も含めて相談し、役割分担をしながら、粘り強く支援していくことが必要。
- ・ 本人が望む支援を実現するためには、各関係機関が柔軟にかつスピーディに対応できるよう、緊急時の体制整備等も今後検討が期待される。

(4) 遺言や遺贈の取り扱いについて

- ・ 本人との関係性が深まっていくことで、社協に財産を残したい、寄附をしたいと言われることは少なくないと考えられる。
- ・ 本人から遺言作成について相談を受けた場合は、専門職を紹介する等適切に対応し、社協は内容には介入しないよう留意する。
- ・ 遺贈を受けることで問題になった事例もある。したがって遺贈については、非常に難しい領域ではあるものの、だからこそ十分慎重に扱われなければならない。
- ・ 直近のニュースを取り上げれば、身元保証サービスを提供する NPO 法人が身寄りのない高齢者の財産を亡くなったあとに全額団体へ遺贈する契約を結んでいたが、裁判所において「契約は公序良俗に反し無効」として認められなかった例がある（次ページ記事参照）。
- ・ このことから、社協でサービス提供をする場合に直接社協へ遺贈を受けることについてはリスクが伴うことと判断せざるを得ない。例えば、「身寄りがいないこと」と「推定相続人がいないこと」とが別であるように、将来親族との間で紛争に発展するリスクが考えられる。
- ・ 成年後見制度においても、被後見人の財産を後見人に遺贈することは、法的に無効とまでは言えないものの、後見人の立場の悪用を疑われても仕方がない。
- ・ 一つの案として、事業実施主体が基金を別に設け、活用する方法がある。
（例：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポートの公益信託 成年後見助成基金）
- ・ 高い倫理観を持ち、社協としての信頼を担保するため、遺贈に対しては倫理規程を定めるなど適正に対処することが求められる。

<参考> 令和3年1月30日 東京新聞



5 調査研究のまとめと日常生活自立支援事業及び成年後見制度の取組

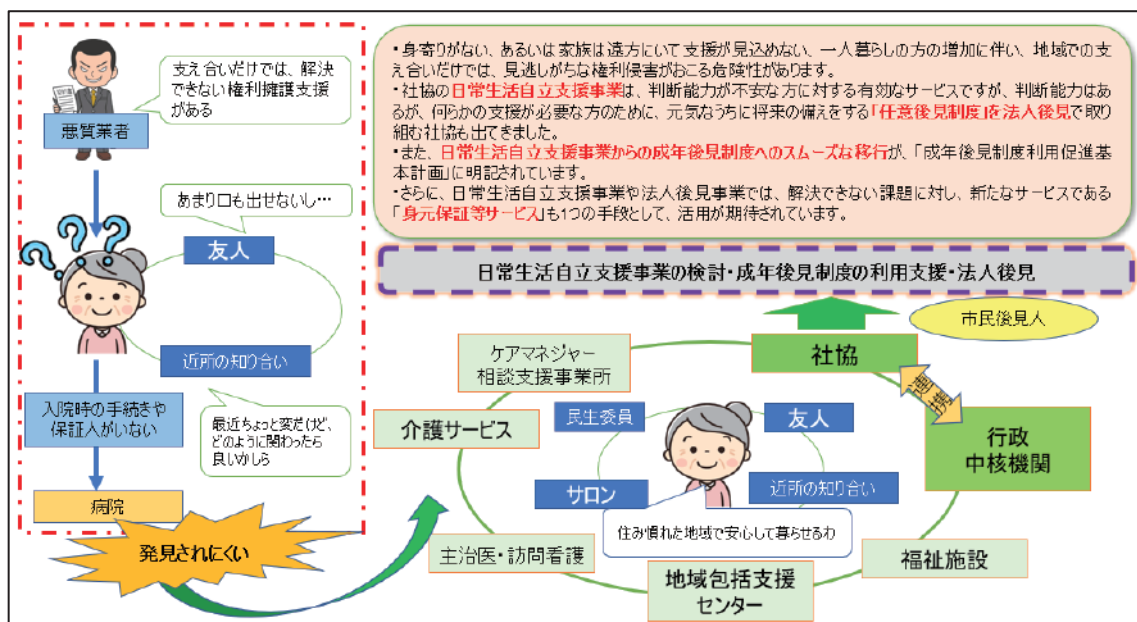
(1) 調査研究のまとめ

- ・ 検討会は、4回を重ね、身元保証等に関する現状、課題等について整理し、協議を行ってきた。
- ・ 身元保証等に関する事業は、様々なニーズに応えるためにそれぞれの社協がその地域の実情に即した事業構築をしていることから、一つの方向性に絞り切れず、まだ不明瞭なところも多い。
- ・ また、民間事業者による身元保証サービスの中には悪用事例も散見するため、公共性の高い社協がこの事業に取り組む場合には、その設計や実施を十分に検討する必要がある。

(2) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の取組

- ・ 権利擁護の一つの手段としての成年後見制度は、平成12年(2000年)の介護保険とともに始まり、その1年前には、日常生活自立支援事業が開始された。
- ・ 平成28年(2016年)には成年後見制度利用促進法が、翌29年(2017年)には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。
- ・ 県内の社協における成年後見制度への取組は、その半数以上が法人後見事業の体制整備を終えている。
- ・ 今まで、地域福祉推進の中核として、地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会を見据えた取組に参画し、役割を果たしてきた社協が、日常生活自立支援事業を基礎として、法人後見事業を実施する意義は大きい。

地域共生社会における社協の支援ネットワーク



(埼玉県社協権利擁護センター作成)

- ・ 上記の図は、権利擁護のニーズは見逃しがちで、発見されにくい、権利侵

害が起こって、はじめて発見されることも多い事例であることを図で表したものである。このように個人のネットワークはあるものの、生活への不安感や危機感を持つ住民がおり、地域で埋もれていることにも気づいていく必要がある。

- ・ 人とのつながりを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いの存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域共生社会であっても、支え合いだけでは解決できない権利擁護支援があることに気づくだろう。
- ・ 特に、元気な人ほど、SOSを出しにくく、相談に結びつかないケースもある。社協としては、そのようなケースについても、本人の意思で、人生を決めていけるような支援を行うことが必要となる。

(市町村社協へのお願い)

- ・ 各社協においては、まず既存の日常生活自立支援事業の推進を図り、事業では支えることが困難な判断能力の低下した住民が、馴染みの社協の職員に支えられ、最後まで住み慣れた地域で生活できるよう「法人後見事業」への移行が望ましい。
- ・ さらに、これらの制度では支えられない、新たなサービスである「身元保証等の事業」の検討をしていただきたい（3（1）図参照）。
- ・ 事業構築に当たっては、既存の事業や地域の社会資源との連携、地域特性、住民からのニーズ等を踏まえて、行政とも協議をし、事業の実施を検討していくことが望ましい。
- ・ さらに、事業の実施に至らなくても、社協として、今後地域福祉がめざす潮流を見据え、住民の期待に応える支援が望まれる。

(県、市町村行政へのお願い)

- ・ 日常生活自立支援事業は、本人の自己決定を支援することができる事業である。判断能力が不十分な人を対象としているが、契約を前提としており、支援内容は本人の意思を反映したものとなっている。
- ・ 支援の担い手である生活支援員は住民であることから、相互に支え合う事業であることもこの事業の特徴の一つである。同じ立場である住民が支えることで、地域に関心を持ち続けることができ、生活支援員もこの事業に携わることで権利擁護の意識や考え方を身に着けていくことができる。
- ・ この事業は令和3年2月末時点で1,176人の利用者がいる。一人暮らしの高齢者や障害者等が増えていく今後はますますニーズが高まるだろう。
- ・ この事業の生活支援員の中には市民後見人養成講座を修了し、将来市民後見人となっている事例もある。市民が市民を支える事業といえる。
- ・ また、県内の法人後見実施社協は、年々増え続け32社協（受任件数は272件）に上る。権利擁護センター等（ここでは、成年後見制度の普及啓発や相談支援等を担う機関であって、市町村が委託または補助を行っているものをいう）の運営を行っている社協は16社協となっている（令和2年10月時点）。

- ・ このように権利擁護支援を含む地域住民の生活課題を受け止める機関としての役割を持っている社協から事業提案等の協議があった場合には、積極的に意見を聞いていただきたい。

～おわりに～

埼玉県社協では、中期ビジョン（2020年度～2024年度）を策定しました。その5年間の目標として、「誰一人として取り残さない埼玉の地域共生社会の実現を目指して」を掲げています。

具体的なアクションの一つである「権利擁護の仕組みの充実」として、この度「身元保証等」に関する検討会を行いました。

「身元保証等」を望む人は、判断能力があっても、何らかの不安を抱えている住民の方々です。住民の不安に社協が向き合い、少しでも解消できる方策をともに考えていくことが、「誰一人取り残さない」地域を築いていく第一歩になるのではないのでしょうか。

結びに、報告書作成に当たり御尽力いただきました、身元保証等に関する検討会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました市町村社協、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

この検討会での協議が、事業を構築するだけでなく、今までと違った視点で、住民のニーズを捉えていき、住民のよき伴走者となり、住民が安心して最後まで生活できる地域づくりの一助となることを期待いたします。